

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社Cに雇用され、プレス工として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日午前3時頃、射出成型機で作業中、左に移動する際、近くに置かれていた台車につまずき転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日にD病院に受診し「左肘打撲傷、左足関節打撲傷、左足部打撲傷、腰部打撲傷」（以下「原傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として再審査請求に及んだ。

しかし、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

(2) 請求人は、治ゆ後も左足の甲の腫れや痛みが続き、E病院に受診し「左距舟関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断され手術を受けたことから、本件

傷病は原傷病の悪化によるものであるとして、監督署長に再発として療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病と原傷病との間に因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人の基礎疾患である本件傷病の進行と原傷病との間に医学的因果関係が認められると主張するので、以下、検討する。

(2) F医師は、意見書において、本件傷病と原傷病との間の医学的因果関係は不詳である旨述べている。

(3) G医師は、意見書において、本件傷病と原傷病との間の医学的因果関係を明示することは難しい旨述べている。

請求人らは、G医師は診療情報提供書において「受傷時の軟部支持組織の損傷に伴った足根部関節症性変化」と考えるとの所見を述べていることから原傷病と本件傷病の発現との間に医学的因果関係が認められると主張するが、G医師は、同診療情報提供書において「骨傷などは認められず」と述べて外傷性の骨変化を否定している。本件災害による一時的な症状である「軟部支持組織の損傷」に伴って（つまり合併して）認められた「足根部関節症性変化」と解釈することができ、請求人らの当該主張は採用できない。

なお、上記診療情報提供書は、請求人による病歴の申述や症状の訴えに基づいて専門医へ紹介する目的で書かれたものであり、原傷病と本件傷病の発現との間の医学的因果関係について意見を述べたものではない。

- (4) H医師は、意見書において、「本件傷病を元来もっていて外傷により悪化されたことがあると考えられますが、それが進行して行くことは外傷との因果関係はないものと考えます」と述べて、本件傷病の進行と原傷病との間の医学的因果関係を明確に否定している。

なお、H医師は、平成〇年から平成〇年にかけて撮影された請求人の左距舟関節部の画像所見の変化を検討し、同意見書において、「外傷による骨変化を認めない」、「外傷性変化を認めない」と述べ、請求人の左距舟関節の病変は外傷に起因するものではなく、「加齢によって進行していくものであると考えます」と述べていることから、同意見書の「本件傷病を元来もっていて外傷により悪化されたことがある」とは、請求人には基礎疾患として本件傷病があり、外傷により症状が一時的に悪化したことがあるとの趣旨であると認められる。

- (5) 当審査会としては、上記各医師の所見を含め、関係資料を再度精査したが、請求人の療養の経過を総合すると、請求人の本件傷病の進行と原傷病との間に医学的因果関係は認められない旨のH医師の所見は妥当であると判断する。
- (6) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

- 3 以上のおりであるので、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。